平成２４年（フ）第３２１号
宮崎市大島町大将堀1815番地１　プレステージⅢ301号
債務者　三角　節子
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６２号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄１丁目10番地７Ａ
債務者　古川　裕智
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６７号
宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字新並20番地３
債務者　村上　貴代
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７４１号
仙台市青葉区一番町２丁目10番26―802号
債務者　大松澤眞徳
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
佐賀県鳥栖市鎗田町446番地６
債務者　緒方　征男
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
佐賀県鳥栖市鎗田町446番地６
債務者　緒方みゆき
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋145番地１
債務者　来夢来人こと　金古　文明
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
熊本市東区長嶺東６丁目29番３号
債務者　尾﨑真美子
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８７号
熊本市中央区南千反畑町11番12号　ハクベリーズ南千反畑603
債務者　木下　　文
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１６号
熊本市中央区辛島町４番26号　ｖｉｖｏ・ｋａｒａｓｈｉｍａ725、前住所熊本市中央区紺屋今町４番８号　プライズビル03―301
債務者　上西美和子
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目23番15号
債務者　原　順二郎
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目23番15号
債務者　原　まさえ
１　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3438番地１　茶屋元団地106号、前住所鹿児島県霧島市福山町福沢3000番地１
債務者　池之上優子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４４０６号
大阪市平野区喜連５丁目４番１号
債務者　松浦　弘美
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１１号
大阪市西淀川区野里１丁目12番26号ドムールコスモス野里304号室
債務者　伊藤とし子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６９号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番37号　ドルフミヤタ205号
債務者　飯田　幸平
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３１号
大阪市住之江区御崎８丁目７番22号107
債務者　置鮎　勇樹
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０６号
大阪府摂津市千里丘東２丁目13番34―305号
債務者　中畑　和俊
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部